

港湾EDIシステムとFAL条約

手続の「電子化」と「簡易化」

多岐に渡る行政機関への申請や行政毎に異なる書類様式は、多大な労力とコストを発生させ、経済発展に伴う貿易拡大への障害となっていました。この障害を除くため、「手続の電子化（港湾EDIシステムの導入）」と「手続自体の簡易化（FAL条約の締結）」の2つの観点からのアプローチを行い、効率化を図りました。

港湾関連手続の電子化（港湾EDIシステムの導入）

港湾EDIシステムは、入出港届や係留施設使用許可申請等の港湾関連の届出や申請などの行政手続を電子的に処理するシステムで、旧運輸省港湾局が中心となり平成11年10月に開発しました（現在はNACCSに統合済）。

港湾EDIシステムの開発以前は、船会社や船舶代理店は、税関や港湾管理者などの行政機関毎に類似書類を作成する必要があるに加え、紙・FAXで別々の窓口へ資料の提出が求められる等多くの労力が生じていました。しかし、港湾EDIシステムの導入により、一度の入力・送信で複数の行政機関に対して同時に手続を行うことが可能となり、インターネットからいつでもどこでも申請が可能になったことによって、業務の大幅な簡素化に繋がりました。なお現在のNACCSには後述の統一様式が採用されています。

※EDI：Electronic Data Interchange

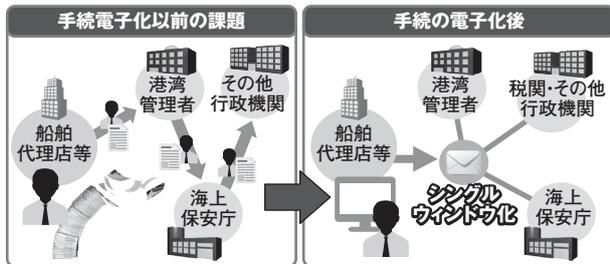


図1 港湾EDIシステム

港湾EDIシステムの発展

平成15年7月、港湾EDIシステムと入国管理手続システム（乗員上陸許可システム）、NACCS（税関手続）を相互接続し、1回の入力・送信で港湾関連手続が完了するシングルウィンドウ化が実現しました。

更に、平成20年10月には、港湾EDIシステムをNACCSに統合し、関係6府省7システムの統一電子申請で全ての手続が行えるようになりました。

平成25年10月には、FAINS（食品衛生）、PQ-NETWORK（植物検疫）、ANIPAS（動物検疫）の各種システムをNACCSへ統合し、関係省庁システムの一元化が実現しました。

平成29年10月からは、港湾サブシステムのNACCS統合が行われ、第6次NACCSとして運用されています。なお令和7年中には、第7次NACCSの運用開始が予定されています。

港湾関連手続に関する簡易化

（国際海上交通簡易化条約（FAL条約）の締結）

国際海上交通簡易化条約（FAL条約）は船舶の入出港に関する手続（入出港、通関、入管、検疫、衛生手続等）を標準化し、国際海運の簡易化・迅速化を図るため、IMO（国際海事機関）により1965年に制定され、1967年に発効されました（日本は2005年に締結、発効）。

当該条約に基づき、我が国においては、港長・港湾管理者・税関・入国管理局それぞれに対して行う入（出）港届の様式の統一など、従来16種類あった申請書類を8種類に統一しました。また係留施設使用許可申請などFAL条約に関連しない港湾関連手続についても、重複項目や不要項目を整理し、「入港前統一申請」として統一の上、各港湾管理者に統一様式の採用を依頼しました。

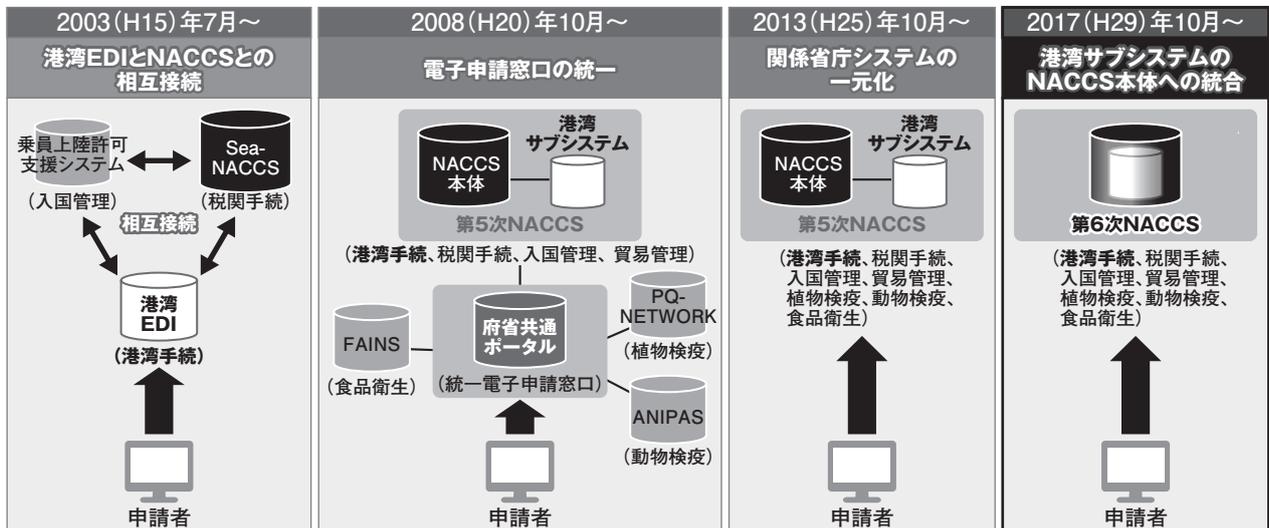


図2 シングルウィンドウ化の経緯